様式第5号(第2条、第3条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　様

身延町長

養育医療給付不承認通知書

 年　月　日付けで申請のありました養育医療の給付については、下記の理由により給付しないことに決定したので通知します。

記

(理由)

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に限り、身延町を被告として提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。